

地域の除排雪活動支援のための小型除雪機械等の貸付けに関する要綱

平成20年11月12日

秋田市都市整備部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、土地区画整理事業施行区域内において、降雪期の歩行者および車両の通行に支障が生じている現状を鑑み、秋田駅東地区土地区画整理工事事務所（以下「駅東事務所」という。）が所有する小型ロータリー式除雪機械（以下「除雪機械」という。）を町内会等に貸付け、住民の除排雪作業を支援することを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 貸付けの対象となる団体は、秋田市が施行する土地区画整理事業区域内の町内会、ボランティア団体等とする。

(貸付けの申込み)

第3条 除雪機械を借り受けようとする者は、小型除雪機械等借用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(貸付けの決定および通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、小型除雪機械等貸付決定通知書（様式第2号）により前条の申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(貸付期間)

第5条 市長は、申請者の作業箇所や保管場所等を考慮し、除雪機械の貸付期間を定めるものとする。

(貸付料)

第6条 除雪機械の貸付料は、無料とする。ただし、使用に係る燃料代は、申請者の負担とする。

(貸付条件)

第7条 除雪機械の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者は、除雪機械を転貸しないこと。
  - (2) 申請者は、小型除雪機械等借用申請書にある使用目的以外に使用しないこと。
  - (3) 夜間作業や1名での作業は行わないこと。
  - (4) 除雪機械の運転を行う者は、事前に駅東事務所が指定する除雪機械運転講習を受けること。
  - (5) 申請者は、作業を実施した場合には、別に定める除排雪作業日報（様式第3号）に記入し、除雪機械を返還する際に市長へ提出しなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる条件以外の条件を付することができる。

(貸付けおよび返還)

第8条 除雪機械の貸付けおよび返還は、市長が指定した期日及び場所において行う。

2 申請者は、貸付けを受けたときは、小型除雪機械等借用書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、除雪機械の返還があったときは、除雪機械の貸付けを受けた申請者（以下「借受人」という。）またはその代理人の立会いのうえ、異常の有無等を確認し、返還を受けるものとする。

(借受人の責務)

第9条 借受人は、除雪機械の使用に当たっては、事故がないように細心の注意を払い、適切に保管しなければならない。

- 2 借受人は、除雪機械の使用により自己又は第三者に損害を与えたときは、責任をもって処理しなければならない。

(亡失、損傷および故障)

第10条 借受人は、除雪機械を亡失し、若しくは損傷させ、又は除雪機械が故障したときは、直ちにその状況を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 借受人は、除雪機械の亡失、損傷又は故障が自らの責めに帰すべき事由によるときは、自己の負担においてこれを補てんし、又は修理しなければならない。

(返還命令)

第11条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、借受人に対し、除雪機械の使用の中止、又は返還を命ずることができる。

(1) 貸付条件に違反したとき。

(2) 前号に定めるもののほか、貸付けすることが不適当であると認められる行為があったとき。

附 則

この要綱は、平成20年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現に受理している借用書については、なお従前の例による。

令和 年 月 日

秋田都市計画事業  
秋田駅東第三地区土地区画整理事業  
施行者 秋田市  
代表者 秋田市長 沼 谷 純

申請者 町内名

住所

氏名

連絡先（電話番号）

## 小型除雪機械等借用申請書

地域の除排雪活動支援のための小型除雪機械等の貸付けに関する要綱に基づき、  
小型除雪機械等の借用について申請します。

| 項 目                     | 内 容                                                                      |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 使用目的                    | 該当する番号に○を、又その他の場合は、必要事項を記入してください<br>1 地域内の除雪作業<br>2 地域内の排雪作業<br>3 その他（ ） |
| 期 間                     | 令和 年 月 日 から<br>令和 年 月 日 日間                                               |
| 除排雪<br>作業箇所等            | ※作業予定箇所を<br>職員に示すこと                                                      |
| 除雪機械の<br>運転者及び<br>従事者氏名 | <div></div> <div></div> <div>保管場所：</div>                                 |

- ※ 1) 申請書は、作業を行う前日まで駅東事務所に提出し、貸付決定通知書を受け取ること。  
2) 作業箇所は、作業を予定している範囲を示すこと。  
3) 除雪機械の運転者は、町内会及びボランティア団体に所属する者に限る。

申請者 町内名  
住所  
氏名 様

秋田都市計画事業  
秋田駅東第三地区土地区画整理事業  
施行者 秋田市  
代表者 秋田市長 沼 谷 純  
(公印省略)

### 小型除雪機械等貸付決定通知書

地域の除排雪活動支援のための小型除雪機械の貸付けに関する要綱に基づき、  
下記の小型除雪機械等を貸付けします。

#### 記

| 項 目                  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用目的<br>および<br>機械の名称 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 期 間                  | 令和 年 月 日 から<br>令和 年 月 日 日間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 作業箇所                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 貸付の条件                | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 除雪機械等を転貸しないこと。</li><li>・ 記載された使用目的以外に使用しないこと。</li><li>・ 夜間作業や1名での作業は行わないこと。</li><li>・ 除雪機械等の使用にあたっては、事故がないように細心の注意をもって行い、亡失等の恐れのないよう適切に保管すること。</li><li>・ 除雪機械の運転を行う者は、事前に駅東事務所が指定する除雪機械運転講習を受けること。</li><li>・ 除雪機械等の使用により発生した損害（自己及び第三者に与える損害）について、責任をもって処理すること。</li><li>・ 作業を実施した場合には、別に定める除排雪作業日報に記入し、除雪機械を返還する際に市長へ提出すること。</li></ul> |

- ※ 1) 小型除雪機械等の運搬は、市で行います。  
2) 小型除雪機械等受領時には、借用書（様式第4号）を提出してください。

# 作業日報

以下のとおり作業を行いましたので報告します。

| 機種名称 | 作業年月日 | 天気        |
|------|-------|-----------|
|      |       | 晴れ 曇り 雨 雪 |

| 所 長 | 副参事 | 担 当 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |

| 作業時間                                       | 作業時間数              | 作業内容<br>(できるだけ具体的にお書きください)                                  | 機械の異常等   | 作業人数<br>(人) | 燃焼<br>ガソリン            |
|--------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------|----------|-------------|-----------------------|
|                                            |                    |                                                             |          |             | 補充確認                  |
| <b>例</b><br>10:00 ～ 12:00<br>13:00 ～ 16:00 | 2 時間 0分<br>3 時間 0分 | 町内の道路除雪 3 路線、町内会員の宅地排雪<br>道路の排雪 3 路線<br>(除排雪対策本部から小型ダンプ 借上) | なし<br>なし | 10<br>15    | 2 / 3<br>1 / 3<br>補充済 |
| 貸付けを受けた者                                   | 町内会名：              |                                                             | 住所・氏名    |             |                       |

※ この作業日報は、作業を行った日毎に 1 枚作成してください。

様式第 3 号

令和      年      月      日

秋田都市計画事業  
秋田駅東第三地区土地区画整理事業  
施行者 秋田市  
代表者 秋田市長 沼 谷          純

申請者 町内名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_

小型除雪機械等借用書

地域の除排雪活動支援のための小型除雪機械等の貸付けに関する要綱に基づき、  
下記の小型除雪機械等を受領しました。

| 機 械 名 | 数 量 | 規格（機械番号） | 貸付け・返還      年 月 日                                                  | 備 考 |
|-------|-----|----------|--------------------------------------------------------------------|-----|
|       |     |          | 貸 付 け          年      月      日<br>返 還 予 定          年      月      日 |     |

確認欄 -----

○貸付日および立会人

令和      年      月      日

駅東事務所

借受人

運搬者

○返還日および立会人

令和      年      月      日

駅東事務所

借受人

運搬者

※ 1）除雪機械の返還を受けた場合には、借受人はコピーを受け取ること。  
2）返却の際には、燃料を満タン（ガソリン）で返却のこと。